

「機構内ネットワーク機器等の更新及び運用支援並びにセキュリティ監視支援業務 民間競争入札実施要項(案)」に対する意見募集への回答及び対応

意見募集期間:平成30年2月19日(月)～平成30年3月5日(月)

項	資料名	頁番号	質問者	項目	意見等	回答	修正有無	修正内容
1	別添1 仕様書(案)	56/74	日本電気株式会社代表取締役執行役員社長 新野 隆	5-3(1)15)	「監視及び解析中に、本システムに明らかに悪影響を及ぼすログ、もしくは悪影響を及ぼす可能性が高いログを検出した場合は、発見時点から15分以内に電話等を使用して機構担当者に連絡するとともに…」とありますが、発見してから連絡するまでの時間制約のみであるため、監視センサーが危険なイベントを検知してから機構担当者様が状況を認識するまでに、相当の時間を要する可能性があります。その結果、初動対応の遅れにより被害拡大につながる可能性があります。 理由: 危険なイベントの発見に至るまでの調査及び分析時間の規定がないため。 変更案: 調査分析及び連絡までのトータルでの時間制約に変更頂けますでしょうか。「本システムに明らかに悪影響を及ぼすログ、もしくは悪影響を及ぼす可能性が高いログを検出した場合、監視センターに検知アラートが到着してから、1時間以内に電話等を使用して機構担当者に連絡するとともに…」	頂いたご意見を仕様として反映させた場合、実現できる応札者は極めて少数と考えられるだけでなく、現状の仕様となる「監視及び解析中に、本システムに明らかに悪影響を及ぼすログ、もしくは悪影響を及ぼす可能性が高いログを検出した場合は、発見時点から15分以内に電話等を使用して機構担当者に連絡する」体制で、初動対応に遅れが発生したことがないのが現状です。以上のことから、頂いたご意見は仕様には反映せず、原案のとおりとさせていただきます。	無	
2	別添1 仕様書(案)	65/74	日本電気株式会社代表取締役執行役員社長 新野 隆	表3	セキュリティ監視機器(IPS)について、最大20Gbpsと非常に高パフォーマンスの機種となっています。実際の運用における、スループットの平均サイズと最大サイズをご教示いただけますでしょうか。 理由: 要求仕様案を満たす提案が可能か検討を実施したいため。	平均値で約1.2Gbps、最大値で約4.4Gbpsとなります。	無	
3	別添1 仕様書(案)	35/74	ネットワンシステムズ(株) 井上 航平	②ネットワーク要件(オ) IEEE802.1s Multiple Spanning Tree、IEEE802.1w Rapid Reconfiguration of Spanning Tree、IEEE802.1X Port Based Network Access Controlに対応していること。	「IEEE802.1X Port Based Network Access Control」の削除 理由: コアタイプAスイッチで要求されている機能を全て満たす機種は、世の中で存在しないと考えます。そのため「IEEE802.1X Port Based Network Access Control」の項目の削除が必要です。 変更案: (オ) IEEE802.1s Multiple Spanning Tree、IEEE802.1w Rapid Reconfiguration of Spanning Treeに対応していること。	本意見を踏まえ、修正(削除)致します。	有	「IEEE802.1X Port Based Network Access Control」を削除し、「IEEE802.1s Multiple Spanning Tree、IEEE802.1w Rapid Reconfiguration of Spanning Tree」に対応していること。」に修正。
4	別添1 仕様書(案)	36/74	ネットワンシステムズ(株) 井上 航平	②ネットワーク要件(コ) IPv6ルーティングとして、Static、RIPng、OSPFv3の機能を有すること。IPv6 PIM-SM、SSMに対応していること。	「SSM」の削除 理由: コアタイプAスイッチで要求されている機能を全て満たす機種は、世の中で存在しないと考えます。そのため「SSM」の項目の削除が必要です。 変更案: (コ) IPv6ルーティングとして、Static、RIPng、OSPFv3の機能を有すること。IPv6 PIM-SMに対応していること。	本意見を踏まえ、修正(削除)致します。	有	「SSM」を削除し、「IPv6ルーティングとして、Static、RIPng、OSPFv3の機能を有すること。IPv6 PIM-SMに対応していること。」に修正。
5	別添1 仕様書(案)	36/74	ネットワンシステムズ(株) 井上 航平	②ネットワーク要件(ス) MPLS(L2VPN、L3VPN)の機能を有すること。	「L2VPN」の削除 理由: コアタイプAスイッチで要求されている機能を全て満たす機種は、世の中で存在しないと考えます。そのため「MPLS(L2VPN)」の項目の削除が必要です。 変更案: (ス) MPLS(L3VPN)の機能を有すること。	本意見を踏まえ、修正(削除)致します。	有	「L2VPN」を削除し、「MPLS(L3VPN)の機能を有すること。」に修正。
6	別添1 仕様書(案)	36/74	ネットワンシステムズ(株) 井上 航平	②ネットワーク要件(ツ) IEEE802.1ag Ethernet OAM機能を有すること。	「IEEE802.1ag Ethernet OAM機能を有すること。」の削除 理由: コアタイプAスイッチで要求されている機能を全て満たす機種は、世の中で存在しないと考えます。そのため「IEEE802.1ag Ethernet OAM機能を有すること。」の項目の削除が必要です。 変更案: 項目全体の削除	本意見を踏まえ、修正(削除)致します。	有	「(ツ) IEEE802.1ag Ethernet OAM機能を有すること」を全削除。
7	別添1 仕様書(案)	38/74	ネットワンシステムズ(株) 井上 航平	②ネットワーク要件(ク) IPv6ルーティングとして、Static、RIPng、OSPFv3の機能を有すること。IPv6 PIM-SM、SSMに対応していること。	「SSM」の削除 理由: コアタイプBスイッチで要求されている機能を全て満たす機種は、世の中で存在しないと考えます。そのため「SSM」の項目の削除が必要です。 変更案: (ク) IPv6ルーティングとして、Static、RIPng、OSPFv3の機能を有すること。IPv6 PIM-SMに対応していること。	本意見を踏まえ、修正(削除)致します。	有	「SSM」を削除し、「IPv6ルーティングとして、Static、RIPng、OSPFv3の機能を有すること」の機能を有すること。IPv6 PIM-SMに対応していること。」に修正。

項	資料名	頁番号	質問者	項目	意見等	回答	修正有無	修正内容
8	別添1 仕様書(案)	41/74	ネットワンシステムズ(株) 井上 航平	②ネットワーク要件(ク) IPv6ルーティングとして、Static、RIPng、OSPFv3の機能を有すること。IPv6 PIM-SM、SSMIに対応していること。	「SSM」の削除 理由: エッジタイプA/エッジタイプBで要求されている機能を全て満たす機種は、世の中で存在しないと考えます。そのため「SSM」の項目の削除が必要です。 変更案: (ク) IPv6ルーティングとして、Static、RIPng、OSPFv3の機能を有すること。IPv6 PIM-SMIに対応していること。	本意見を踏まえ、修正(削除)致します。	有	「SSM」を削除し、「IPv6ルーティングとして、Static、RIPng、OSPFv3の機能を有することの機能を有すること。IPv6 PIM-SMに対応していること。」に修正。
9	別添1 仕様書(案)	41/74	ネットワンシステムズ(株) 井上 航平	②ネットワーク要件(サ) MPLS(L2VPN, L3VPN)の機能を有すること。	「MPLS(L2VPN, L3VPN)の機能を有すること。」の削除 理由: エッジタイプA/エッジタイプBで要求されている機能を全て満たす機種は、世の中で存在しないと考えます。そのため「MPLS(L2VPN, L3VPN)の機能を有すること。」の項目の削除が必要です。 変更案: 項目全体の削除	本意見を踏まえ、修正(削除)致します。	有	「(サ) MPLS(L2VPN, (L3VPN)を使用できる拡張性を有すること。」を全削除。
10	別添1 仕様書(案)	41/74	ネットワンシステムズ(株) 井上 航平	②ネットワーク要件(ソ) IEEE802.1ag Ethernet OAM機能を有すること。	「IEEE802.1ag Ethernet OAM機能を有すること。」の削除 理由: エッジタイプA/エッジタイプBで要求されている機能を全て満たす機種は、世の中で存在しないと考えます。そのため「IEEE802.1ag Ethernet OAM機能を有すること。」の項目の削除が必要です。 変更案: 項目全体の削除	本意見を踏まえ、修正(削除)致します。	有	「(ソ) IEEE802.1ag Ethernet OAM機能を有すること。」を全削除。
11	別添1 仕様書(案)	42/74	ネットワンシステムズ(株) 井上 航平	⑤機能要件 (ア)10/100/1000BASE-T RJ45 管理ポートおよび、管理用コンソールポートを有すること。	管理ポートが10/100/1000BASE-T対応である必要はありますか？ 理由: PoEタイプA/PoEタイプB/PoEタイプCで要求されている機能を全て満たす機種は、世の中で存在しないと考えます。そのため「管理ポートが10/100BASE-T対応」の項目の読み取れるような表記へのが必要です。 変更案: 「10/100/1000BASE-T、RJ45 管理ポートおよび、管理用コンソールポートを有すること。」と「10/100/1000BASE-T」と「RJ45」の間に濁点を付けて区別をお願いします。	本仕様の記載が不明瞭でした。本意見を踏まえ、修正致します。	有	「10/100/1000BASE-T」と「RJ45」の間に読点を追記し、「10/100/1000BASE-T、RJ-45 管理ポートおよび、管理用コンソールポートを有すること。」に修正。
12	別添1 仕様書(案)	43/74	ネットワンシステムズ(株) 井上 航平	⑤機能要件 (カ)電源は、AC100V-240Vで冗長化されており、ホットスワップ可能であること。(キ)ファンモジュールは冗長化されており、ホットスワップ可能であること。	末端のPoEスイッチが電源とファンが冗長してある必要はありますか？ 理由: PoEタイプA/PoEタイプB/PoEタイプCで要求されている機能を全て満たす機種は、世の中で存在しないと考えます。そのため該当箇所の削除が必要です。 変更案: 項目全体の削除	本意見を踏まえ、修正(削除)致します。	有	「(カ) 電源は、AC100V-240Vで冗長化されており、ホットスワップ可能であること。」及び「(キ) ファンモジュールは冗長化されており、ホットスワップ可能であること。」を全削除。
13	別添1 仕様書(案)	43/74	ネットワンシステムズ(株) 井上 航平	⑥ネットワーク要件 (キ)IPv4ルーティングとして、Static、RIP、OSPFの機能を有すること。また、BGPを使用できる拡張性を有すること。IPv4 PIM-SM、SSMIに対応して	「また、BGPを使用できる拡張性を有すること。」の削除 理由: PoEタイプA/PoEタイプB/PoEタイプCで要求されている機能を全て満たす機種は、世の中で存在しないと考えます。そのため「また、BGPを使用できる拡張性を有すること。」の項目の削除が必要です。 変更案: IPv4ルーティングとして、Static、RIP、OSPFの機能を有すること。IPv4 PIM-SM、SSMIに対応していること	本意見を踏まえ、修正(削除)致します。	有	「またBGPを使用できる拡張性を有すること。」を削除し、「IPv4ルーティングとして、Static、RIP、OSPFの機能を有すること。IPv4 PIM-SM、SSMIに対応していること。」に修正。
14	別添1 仕様書(案)	43/74	ネットワンシステムズ(株) 井上 航平	⑥ネットワーク要件 (ク)IPv6ルーティングとして、Static、RIPng、OSPFv3の機能を有すること。IPv6 PIM-SM、SSMIに対応していること。	「IPv6 PIM-SM、SSMIに対応していること。」の削除 理由: PoEタイプA/PoEタイプB/PoEタイプCで要求されている機能を全て満たす機種は、世の中で存在しないと考えます。そのため「IPv6 PIM-SM、SSMIに対応していること。」の項目の削除が必要です。 変更案: IPv6ルーティングとして、Static、RIPng、OSPFv3の機能を有すること。	本意見を踏まえ、修正(削除)致します。	有	「IPv6 PIM-SM、SSMIに対応していること。」を削除し、「IPv6ルーティングとして、Static、RIPng、OSPFv3の機能を有すること。」に修正。
15	別添1 仕様書(案)	43/74	ネットワンシステムズ(株) 井上 航平	⑥ネットワーク要件 (ケ)IPv4、IPv6共に仮想ルータ機能を用いて、ルーティングテーブルを仮想的に分離可能であること	「IPv4、IPv6共に仮想ルータ機能を用いて、ルーティングテーブルを仮想的に分離可能であること」の削除 理由: PoEタイプA/PoEタイプB/PoEタイプCで要求されている機能を全て満たす機種は、世の中で存在しないと考えます。そのため「IPv4、IPv6共に仮想ルータ機能を用いて、ルーティングテーブルを仮想的に分離可能であること」の項目の削除が必要です。 変更案: 項目全体の削除	本意見を踏まえ、修正(削除)致します。	有	「(ケ) IPv4、IPv6共に仮想ルータの機能を用いて、ルーティングテーブルを仮想的に分離可能であること。」を全削除。
16	別添1 仕様書(案)	43/74	ネットワンシステムズ(株) 井上 航平	②ネットワーク要件(サ) MPLS(L2VPN, L3VPN)を使用できる拡張性を有すること。	「MPLS(L2VPN, L3VPN)を使用できる拡張性を有すること。」の削除 理由: PoEタイプA/PoEタイプB/PoEタイプCで要求されている機能を全て満たす機種は、世の中で存在しないと考えます。そのため「MPLS(L2VPN, L3VPN)を使用できる拡張性を有すること」の項目の削除が必要です。 変更案: 項目全体の削除	本意見を踏まえ、修正(削除)致します。	有	「(サ) MPLS(L2VPN, L3VPN)を使用できる拡張性を有すること。」を全削除。

項	資料名	頁番号	質問者	項目	意見等	回答	修正有無	修正内容
17	別添1 仕様書(案)	44/74	ネットワークシステムズ(株) 井上 航平	②ネットワーク要件(ソ) IEEE802.1ag Ethernet OAM機能を有すること。	「IEEE802.1ag Ethernet OAM機能を有すること。」の削除 理由: PoEタイプA/PoEタイプB/PoEタイプCで要求されている機能を全て満たす機種は、世の中で存在しないと考えます。 そのため「IEEE802.1ag Ethernet OAM機能を有すること。」の項目の削除が必要です。 変更案: 項目全体の削除	本意見を踏まえ、修正(削除)致します。	有	「(ソ) IEEE802.1ag Ethernet OAM機能を有すること。」を全削除。
18	別添1 仕様書(案)	44/74	ネットワークシステムズ(株) 井上 航平	⑦ソフトウェア要件(イ)クラスタリングする際のスイッチ接続は、128Gbps以上であること。	クラスタリングする際のスイッチ接続帯域の変更 理由: PoEタイプA/PoEタイプB/PoEタイプCで要求されている機能を全て満たす機種は、世の中で存在しないと考えます。 弊社がPoEタイプA/PoEタイプB/PoEタイプCで想定する機種でクラスタリングする際は10G Ethernetポートを使用しますが1筐体あたり4ポートであり、うち2ポートはuplink、残り2ポートをクラスタリングで使うこととなりますので20G(10G全二重)×2ポートでクラスタリングの帯域は40Gbpsになります。 変更案: ソフトウェア要件(ソ)クラスタリングする際のスイッチ接続は、40Gbps以上であること。	記載ミスのため、修正致します。	有	「クラスタリングする際のスイッチ間の接続は、128Gbps以上であること。」を「クラスタリングする際のスイッチ間の接続は、40Gbps以上であること。」に修正。
19	別添1 仕様書(案)	62/74 63/74	ネットワークシステムズ(株) 井上 航平	表1. 各スイッチポート数一覧 表2. ネットワーク機器台数一覧	ネットワーク機器間同士のUTP、光SFP種別と数量は読み取れますがサーバや他システムなどが接続するのに必要なSFP数がわからないので、必要なspecと数量を開示してください。 理由: 仕様書内に記載がないため 変更案: 表1. 各スイッチポート数一覧もしくは表2. ネットワーク機器台数一覧に必要な数量を追記して欲しい	本意見を踏まえ、必要な情報を開示し修正(追記)致します。	有	5-1.(2)「各スイッチのポート数は、「表1. 各スイッチポート数一覧」の通りとし、最大で拡張した想定でもワイヤーレートで転送が可能であること。納入するネットワーク機器の台数については、「表2. ネットワーク機器台数一覧」を参照すること。」を「各スイッチのポート数は、「表1-1. 各スイッチポート数一覧」の通りとし、最大で拡張した想定でもワイヤーレートで転送が可能であること。各スイッチで使用するトランシーバーの数は、「表1-2. トランシーバー数一覧」とすること。納入するネットワーク機器の台数については、「表2. ネットワーク機器台数一覧」を参照すること。」に修正。本修正に合わせて、P29(62/74)に「表1-2. トランシーバー数一覧」を追記。
20	別添1 仕様書(案)	45/74	ネットワークシステムズ(株) 井上 航平	(3)各拠点への設置・設定作業について	新ネットワーク構築にあたりVLAN構成の変更は考えていらっしゃいますでしょうか? 発生する場合は変更範囲は全VLAN付け替えもしくは一部付け替えになりますでしょうか。 理由: 仕様書内に記載がないため 変更案: 項番を追加して追記して欲しい	VLAN構成の変更は検討しております。本意見を踏まえ、必要な情報を開示し修正(追記)致します。	有	5-1(3)に「ネットワークの論理構成については、基本的に既存の構成を踏襲すること。ただし、VLAN番号の変更や拠点間のVLAN構成は変更を予定しているため、機構担当者と打ち合わせのうえ、再設計を実施し構成変更に対応すること。」と追記。
21	別添1 仕様書(案)	45/74	KDDI(株) 金塚 佳彦	(3)各拠点への設置・設定作業について ⑤横須賀本部共用利用棟から本館北側及び本館南側に新たに12芯の光ケーブルを敷設すること。	12芯の光ケーブル芯線数の確認と既存光ケーブルの再利用有無 理由: 今回の機器構成で使用する芯線数と合致していないと思われるが、既存の光ケーブルを再利用する形をとられますでしょうか。その場合、既存の芯線数をご教示願います。	記載ミスのため修正いたします。	有	「横須賀本部共用利用棟から本館北側及び本館南側に新たに12芯の光ケーブルを敷設すること。」を「横須賀本部共用利用棟から本館北側及び本館南側に新たに24芯の光ケーブルを敷設すること。」に修正。
22	別添1 仕様書(案)	57/74	(株)ラック 根本 雅樹	6. 保守(8)	セキュリティ監視対象の機器及びその保守は、本調達の範囲外と認識しましたが、この理解で合っておりますでしょうか? 理由: 仮に含まれる場合、弊社セキュリティ監視センター(JSOC)は本要件を満たすことができますが、応札時に資格取得者の名前を出すことはできません。「在籍していることを証明する」という旨を記載した証明書の提出は可能です。	セキュリティ監視対象の機器及びその保守は、本調達の範囲外となります。	無	
23	別添1 仕様書(案)	58/74	(株)ラック 根本 雅樹	6. 保守(17)	セキュリティ監視対象の機器及びその保守は、本調達の範囲外と認識しましたが、この理解で合っておりますでしょうか? 理由: 仮に含まれる場合、弊社セキュリティ監視センター(JSOC)は本要件を満たすことが難しいです。弊社では、検証の結果、アップデートが必要とJSOCが判断した場合に限り、ご案内を行います。アップデートの実施をせずに、古いファームウェアやソフトウェアを使い続けていた場合、サポート終了が近づいたタイミングでお客様にご案内を実施します。 変更案: 「ファームウェアやソフトウェアのアップデートが必要になった際には、速やかに機構担当者に連絡すること。」	セキュリティ監視対象の機器及びその保守は、本調達の範囲外となります。	無	

項	資料名	頁番号	質問者	項目	意見等	回答	修正有無	修正内容
24	実施要領（案）	3/74	兼松エレクトロニクス(株) 今井 智子	2.本業務の詳細な内容及びその実施にあたり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項 (2)システムの規模等 ②運用支援業務	内容に「復旧支援を常駐して実施するもの」との記載があるが、リモート環境を用意することを前提に、常駐せずに支援業務を行うことをご検討いただきたい。 理由:リモート環境を使った運用監視業務支援の実績があるため	想定する障害として、当機構とインターネットへの接続断が考えられます。この場合、リモート環境を使った運用支援業務では復旧支援を実施できない状況となります。以上のことから、頂いたご意見は仕様には反映せず、原案のとおりとさせていただきます。	無	
25	別添1 仕様書（案）	50/74	兼松エレクトロニクス(株) 今井 智子	3)受注者が保有する資格について①、②、③	ISOの認定については、認定を受けていなくとも、「同等内容のガイドラインを持っていれば良い」という表記に変更してほしい。 理由:弊社は、過去ISO140001の認定を受けていたが適切な環境配慮行動が社内に浸透したと判断され認証を返上しているため。 変更案:3)①受注者は企業又は部門として下記の認定を受けている、もしくは機構が同等内容と認めるガイドラインが提起されていること。 ②受注者が保守業務を他社へ委託する際には、委託を受ける保守を行う主たる業者(以下、「保守業者」という。)は下記の認定を受けている、もしくは機構が同等内容と認めるガイドラインが提起されていること。 ③受注者が施工業務を他社へ委託する際には、委託を受ける施工業者は下記の認定を受けていること、もしくは機構が同等内容と認める	本意見を踏まえ、「ただし、過去に認定を受けて現時点で認証を返上した場合、過去に認定を受けた証左を提出することで認定を受けているものとする。」旨の修正(追記)を致します。	有	「ただし、過去に認定を受けて現時点で認証を返上した場合、過去に認定を受けた証左を提出することで認定を受けているものとする。」を追記。
26	別添1 仕様書（案）	34/74	キャノンITソリューションズ(株) 岡 利英	5.仕様 5-1.ネットワーク機器更新業務(P2)	仕様書(案)に、様々な①機能要件の記載があり、それを実現する手段として②ネットワーク要件③ソフトウェア要件④その他要件など仕様が記載されていると理解しています。記載されている機能要件を様々な個々のプロトコルで実現するのではなく、単一の国際標準のプロトコルですべて実現すべきと判断しております。 理由: 標準化されたプロトコルでの実装が可能であれば構築および保守面において特定のメーカーの技術や経験に依存しなくなります。それにより構築、保守面の体制で特定メーカーの資格取得要件を緩和でき、汎用性のあるネットワーク環境の構築が可能となり、ひいてはコスト削減につながると考えます。 変更案: 記載範囲が多岐にわたるため、一旦個々の記載は控えさせていただきます。一度説明の機会などいただければと思います。	機能要件は、機器個々の機能を示したものであり、機能全てを利用してネットワーク環境の構築を行うものではありません。また、原案では特定のメーカーの機器でのみ実現可能な内容となっていないものと考えております。以上のことから、頂いたご意見は仕様には反映せず、原案のとおりとさせていただきます。	無	

項	資料名	頁番号	質問者	項目	意見等	回答	修正有無	修正内容
27	別添1 仕様書(案)	49/74	キヤノンITソリューションズ(株)岡利英	5.仕様 5-1.ネットワーク機器更新業務(4) 1) ④(P17)	<p>メーカーが正規取扱代理店として認定するにあたり、規定の人数の保有資格が定められています。その人員数を有していれば構築可能と仕様緩和をお願いします。</p> <p>理由: 設計フェーズに必ずしも有資格者が参加する必要はないと判断しております。資格保有者が相当数いれば、当該受注者の技術者のスキルは高いと判断できると 思いますので構築あたって直接参画する必要はないと思います。 有資格者は後方から支援する形で担当するネットワーク技術者の経験年数なども 求めれば構築は可能と判断しています。</p> <p>変更案: 案) 施工を行う...概要設計及び詳細設計にはこの技術者が2名以上携わること。 修正案) 施工を行う...概要設計及び詳細設計にあたりこの技術者が支援を行う体制があること。</p>	<p>原案における「新規ネットワークに関する概要設計及び詳細設計にはこの技術者が2名以上携わること」の意味は、「新規ネットワークに関する概要設計及び詳細設計を行う打ち合わせの際はこの技術者が2名以上参加すること」となります。設計フェーズには必ずしも有資格者が参加する必要はないため、本意見を踏まえて「新規ネットワークに関する概要設計及び詳細設計にはこの技術者が支援を行う体制とすること」に修正致します。</p>	有	「新規ネットワークに関する概要設計及び詳細設計にはこの技術者が2名以上携わること。」を「新規ネットワークに関する概要設計及び詳細設計にはこの技術者が支援を行う体制とすること」に修正。
28	別添1 仕様書(案)	49/74	キヤノンITソリューションズ(株)岡利英	5.仕様 5-1.ネットワーク機器更新業務(4) 1) ④(P17)	<p>BrocadeCommunicationSystems社のイーサネット事業はExtremeNETWORKS社が買収していることからExtremeNETWORKS社で認定する資格が同等資格以上と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ExtremeNETWORKS社が旧Brocade社の一部製品を買収しておりますが、ExtremeNETWORKS社の製品において、既存のExtremeNETWORKS社製品と旧Brocade社製品では、OS等は統合されておらず、現実的には全くの別製品ラインとなっております。そのため、ExtremeNETWORKS社の既存製品の認定資格をもって旧Brocade社製品の認定資格と同等であるとは認め難い状況です。一方で既に買収された旧Brocade社の資格を新たに得ることが難しい現状を踏まえて、同等資格以上の資格者とは「過去3年以内にBrocade Communication Systems社製品を用いて、本件と同等規模の台数でネットワーク環境を構築した経験を有する者」と致します。</p>	有	「施工業者は既存ネットワーク機器(Brocade Communication Systems社)のメーカー認定資格であるBrocade Accredited Internetworking Specialist(BAIS)もしくは同等資格以上の資格者を5名以上有すること。」を「施工業者は既存ネットワーク機器(Brocade Communication Systems社)のメーカー認定資格であるBrocade Accredited Internetworking Specialist(BAIS)もしくは同等資格以上の資格者を5名以上有すること。ただし、Brocade Communication Systems社はExtreme Networks社に買収されており、新たにBrocade Communication Systems社の認定資格を取得することは困難であるため、過去3年以内にBrocade Communication Systems社製品を用いて、本件と同等規模の台数でネットワーク環境を構築した経験を有する者を、同等資格以上の資格者として認める。」と修正。

項	資料名	頁番号	質問者	項目	意見等	回答	修正有無	修正内容
29	別添1 仕様書(案)	57/74	キヤノンITソリューションズ(株) 岡 利英	6.保守(7)(P25)	保守運用にあたりメーカー認定資格を必要とされておりますが、保守運用にあたって仕様緩和をお願いできませんでしょうか。 理由: 保守運用はメーカー資格を持っている方が望ましいが、ネットワークの一般的なスキルがあれば運用可能と判断しております。 また、保守要員すべて(と思われる)人員に対し、メーカー資格を求められるため保守体制を構築するのが非常に困難です。 変更案: 案)全てのネットワーク・・・高度な技術を要するメーカー認定資格保有者を5名以上有すること。 修正案)全てのネットワーク・・・ネットワーク構築もしくはネットワーク保守業務にX年以上従事している者が担当すること。	原案では、保守要員全ての人員に対し、メーカー資格を求めておらず、保守要員の中に認定資格者が5名以上有しておればよい、という内容となります。以上のことから、頂いたご意見は仕様には反映せず、原案のとおりとさせていただきます。	無	

パブリックコメント以外の理由による修正事項

項	資料名	頁番号	修正理由	修正内容
1	実施要項(案)別添1	35/74	5.仕様 5-1.(2) 誤記があったため訂正	「コアスイッチエッジスイッチ」を「コアスイッチとエッジスイッチ」に訂正
2	実施要項(案)別添1	35/74	5.仕様 5-1.(2) 誤記があったため訂正	「同一のメーカーの同一シリーズ」を「同一のメーカー」に訂正
3	実施要項(案)別添1	41/74	5.仕様 5-1.(2) 3) ② (ウ) 数値について誤記があったため訂正	「4,096」を「4,093」に訂正
4	実施要項(案)別添1	48/74	5.仕様 5-1.(3)6)⑤ 事実誤認があったため訂正	「同一フロア内の直近のスイッチ間ではデータアタッチケーブルを、フロアをまたいだスイッチ間では、光ケーブルを使用して構成すること。」を「同一フロア内の直近のスイッチ間ではデータアタッチケーブルを使用して構成すること。」に訂正
5	実施要項(案)別添1	49/74	5.仕様 5-1.(3)6)⑥ 説明が69/73別添1の別紙2と不整合があったため訂正	「WVS ネットワーク」を「BKネットワーク」に訂正
6	実施要項(案)別添1	49/74	5.仕様 5-1.(3)6)⑦ 誤記があったため訂正	「UTP光ケーブル」を「UTPケーブル」に訂正
7	実施要項(案)別添1の別紙1	67/74 69/74	物理構成図に誤りがあったため訂正	数値及び配線経路を訂正
8	実施要項(案)別添1	60/74	賃借終了後の取り扱いについて不足していたため追加	「(5) 賃借終了時、ネットワーク機器内のデータについては、データの消去を実施すること。データ消去後はその旨の証明書を発行すること。」を追加